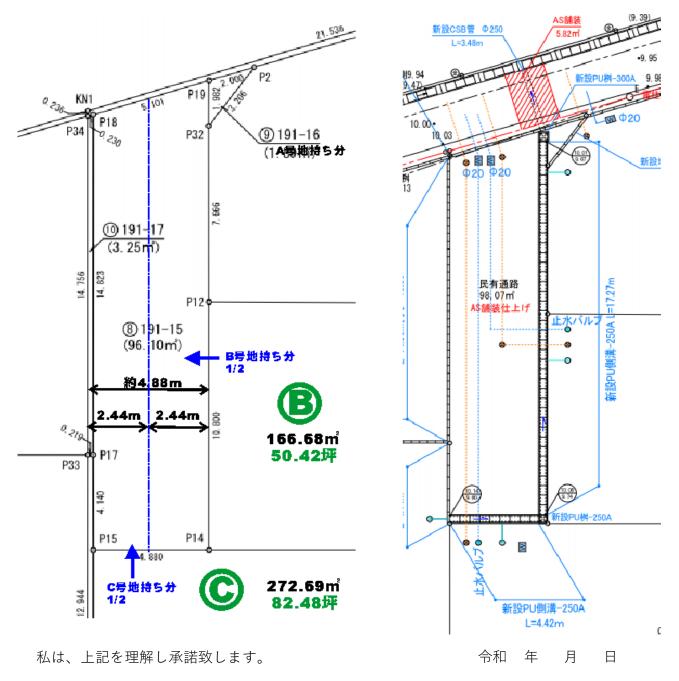
民有道路取り決め覚書

現況差し込みの民有道路について、地目は公衆用道路として設定予定である。

これについては、隣接する土地所有の方を主とした方々が利用できるものとして今後利用が出来る道路 として取り扱うものとするが、建築基準法上の建築可能な接道要件を満たす必要があることから主部分の 96.10㎡については、B及びC号地購入者のそれぞれ1/2持ち分所有権として設定を行う。

よってB及びC号地購入者の方は図を参考に、2項道路への接道要件(2m以上)を2.44mの接道とし、建築 確認を提出ください。また、2項道路から引き込みの水道メーターから建物建設部分土地までの本菅に ついて及び所有部分の道路については、各々の所有物となりますので各々が管理していただく事と致し ます。但し施工不良が起因となった破損等については、瑕疵も含め売主又は仲介業者に連絡願います。



印

<買 主> 住所:

